

## もうかる6次化・農商工連携支援事業（始動型）実施要領

制 定 令和7年3月24日付第202500002051号  
最終改正 令和8年3月25日付第202600004325号  
鳥取県農林水産部長通知

### 1 趣 旨

この要領は、もうかる6次化・農商工連携支援事業費補助金交付要綱（平成27年3月30日付第201400200732号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第17条の規定に基づき、もうかる6次化・農商工連携支援事業のうち、「始動型」の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 事業実施主体

事業実施主体は、要綱の別表1の第1欄の(1)に掲げる事業を行う同表の第2欄に掲げる者であって、次の要件を全て満たす者であること。

(1) 本事業で対象とする加工品については、事業実施主体自らが加工を行うこと（ただし、試作段階でのOEM及び委託製造の活用は可能とする。）。

(2) 次のいずれかの要件を満たすこと。

ア 農林業者、農林業を営む法人にあっては、事業で取り扱う農林産物のうち、自ら生産した農林産物を50パーセント以上使用すること。また、農林産物について経営耕地面積が30アール以上又は年間の農林産物販売金額が50万円以上であること。

イ 漁業者、水産業を営む法人及び加工グループにあっては、事業で取り扱う農林水産物は鳥取県産を50パーセント以上使用すること。

ウ 食品加工業者にあっては、従業員20人以下の小規模企業者であり、事業で取り扱う農林水産物又はジビエは鳥取県産を50パーセント以上使用すること。

(3) 最終の受益者が、過去に初めての6次産業化バックアップ事業費補助金交付要綱（平成27年7月9日付第201500052425号鳥取県農林水産部長通知）に基づき支援を受けた計画における最終受益者と同一の者である場合には、その計画における目標を達成していること。

(4) 最終の受益者が、過去に本事業及びもうかる6次産業化・農商工連携支援事業実施要領（スタートアップ型）（令和2年3月27日付第202000001386号鳥取県農林水産部長通知）で支援を受けた計画（以下「前回の計画」という。）の受益者と同一である、又はとっとり発！6次産業化総合支援事業実施要領（平成23年6月26日付第201100049058号鳥取県農林水産部長通知）又はもうかる6次産業化・農商工連携支援事業実施要領（6次産業型・農商工連携型）（平27年3月30日付第201400200732号鳥取県農林水産部長通知）に基づき認定され支援を受けたプラン（以下「前回のプラン」という）における最終の受益者と同一である場合は、前回の計画及び前回のプランで支援を受けた取組と異なる取組であること。

(5) 事業実施計画の作成及び実行に際し、鳥取県地域資源活用・地域連携サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）等の支援機関を積極的に活用するよう努めること。

### 3 事業実施計画

(1) 事業を実施しようとする者は、様式第1号により事業実施計画書（以下「計画書」という。）を作成するものとする。

(2) 要綱第4条第1項の規定に基づき行う交付申請時に(1)の計画書を添付し、次の表に掲げる提出先に提出するものとする。

事業実施主体	提出先
農林漁業者、加工グループ及び農林水産業を営む法人（水産分野以外）	東部農林事務所（八頭郡内に係るものにあつては、東部農林事務所八頭事務所）、中部総合事務所又は西部総合事務所（日野郡内に係るものにあつては、西部総合事務所日野振興センター）
食品加工業者（水産分野以外）	東部農林事務所、中部総合事務所又は西部総合事務所
農林漁業者、加工グループ及び農林水産業を営む法人（水産分野）	農林水産部水産振興局水産振興課
食品加工業者（水産分野）	

なお、東部農林事務所（八頭郡内に係るものにあつては、東部農林事務所八頭事務所）、中部総合事務所及び西部総合事務所（日野郡内に係るものにあつては、西部総合事務所日野振興センター）の長及び農林水産部水産振興局長（以下「所長等」という。）は、必要に応じて交付申請前に（1）の計画書の提出を求め、事業実施計画の内容について審査会を開催することができる。

（3）計画書は、次の要件を全て満たすものであること。

ア 現状分析が適正に行われ、計画に掲げた目標が具体的であり、かつ、実現性が高いこと。

イ 事業実施可能な体制が整っていること。

ウ 事業実施により導入する予定の器具・備品（以下「備品等」という。）は、加工品の商品開発及び改良に必要不可欠なものであつて、その規模が適正であること。

エ 地域農林水産業への波及効果が見込まれること。

オ 様式第1号の5に記載する事業実施予定年度から起算して3年目の売上目標額が補助対象経費以上であること。

カ 新規就農者及び異業種から参入し農林水産業を営む法人の場合においては、他の事業計画認定を受けているときは当該計画との整合性が認められること。

（4）（2）において審査会を開催しようとする所長等は、農業関係プラン審査会（水産振興局にあつては、6次産業化推進プラン審査会。以下「審査会等」という。）を設け、（3）の要件に照らし合わせ、提出のあつた事業計画の承認の可否について審査会等の意見を聞くものとし、審査会等の意見に基づき、事業計画承認の適否を決定し、その結果を事業計画の作成者に通知するものとする。

#### 4 事業実施状況の報告

（1）事業実施主体は、事業により実施した6次産業化・農商工連携の取組実績、事業により導入した備品等の利用状況を所長等へ報告するものとする。

（2）（1）の報告を受けた所長等は、事業実施主体に了解を得た上でその内容を関係機関と共有し、必要に応じて課題解決等の支援を行うものとする。

（3）（1）の報告は、毎年度の実績を翌年5月20日までに報告するものとし、様式第2号により事業実施年度から起算して3年度分まで行うものとする。

（4）（1）の報告を受けた所長等は、受理した報告書の写しを6月10日までに市場開拓局長に提出するものとする。

#### 5 その他事業実施上の留意点

（1）事業実施主体は、競争原理に基づいた適正な事業費の執行に努めるものとし、備品等を整備する場合は特に、原則として3者以上の競争入札又は相見積により契約業者を決定すること。

（2）所長等は、作成・承認された事業計画に基づき、サポートセンター等の支援機関と連携し、PDCAサイクルを徹底した支援を併せて行うこととする。

（3）本事業を活用して開発、改良された加工品については、積極的に食パラダイス鳥取県特産品コンクールに出品するよう努めること。

附 則

この要領は、令和7年3月24日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年3月25日から施行し、令和8年度事業から適用する。